

由布市環境基本条例について

由布市役所環境課

環境基本条例ってなに？

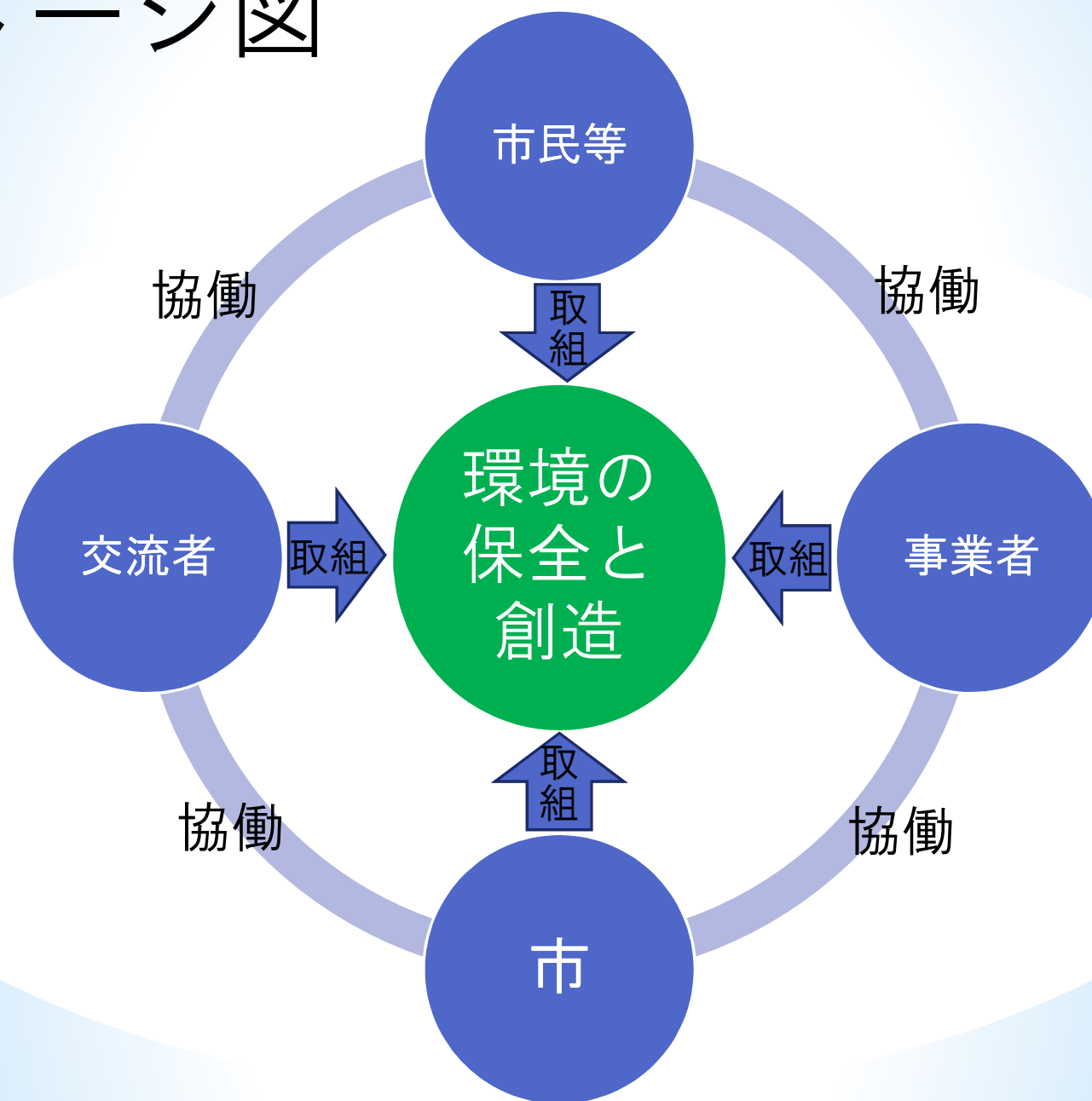
現在ある環境を守ったり（**保全**）、より良い環境を創ったり（**創造**）するための方向性をしめすもの。

市民、事業者、市、交流者が、それぞれの立場で、また、互いに協力し合い（**協働**）ながら、**環境の保全と創造**を行なうために取り組むべきことが書かれている。

※具体的な規制や罰則が書かれている条例ではない。



イメージ図

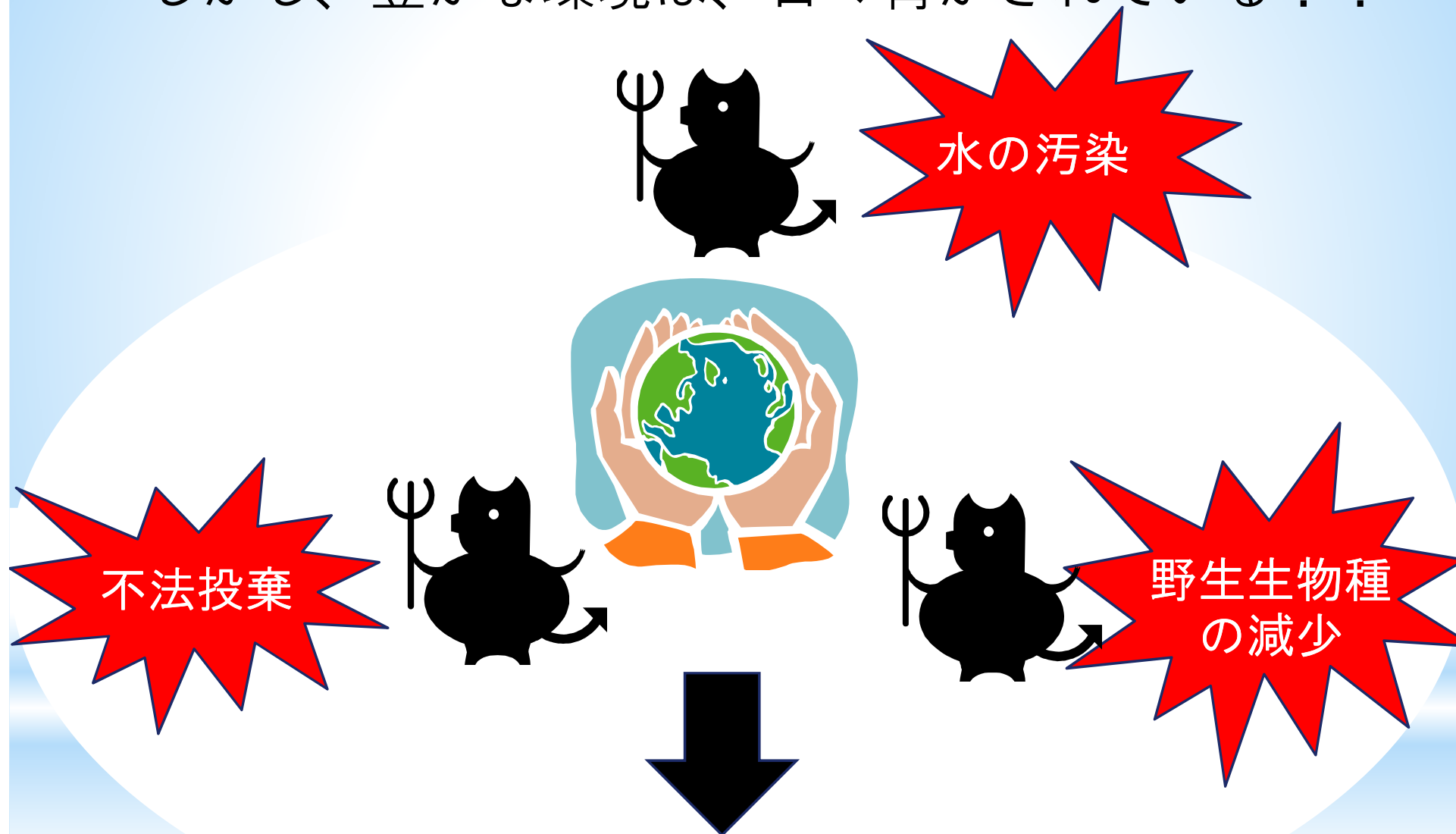


なぜ、環境基本条例が必要なの？



由布市には、緑あふれる山々、きれいな水など、豊かな環境がある

しかし、豊かな環境は、日々脅かされている！！



環境に関する施策を体系的に進めていく必要

環境に関する法令などの体系イメージ

環境基本法（国の法律）

今回制定

由布市環境基本条例

条例に基づき行動計画をつくる

由布市環境基本計画

必要に応じて関係条例等を整備

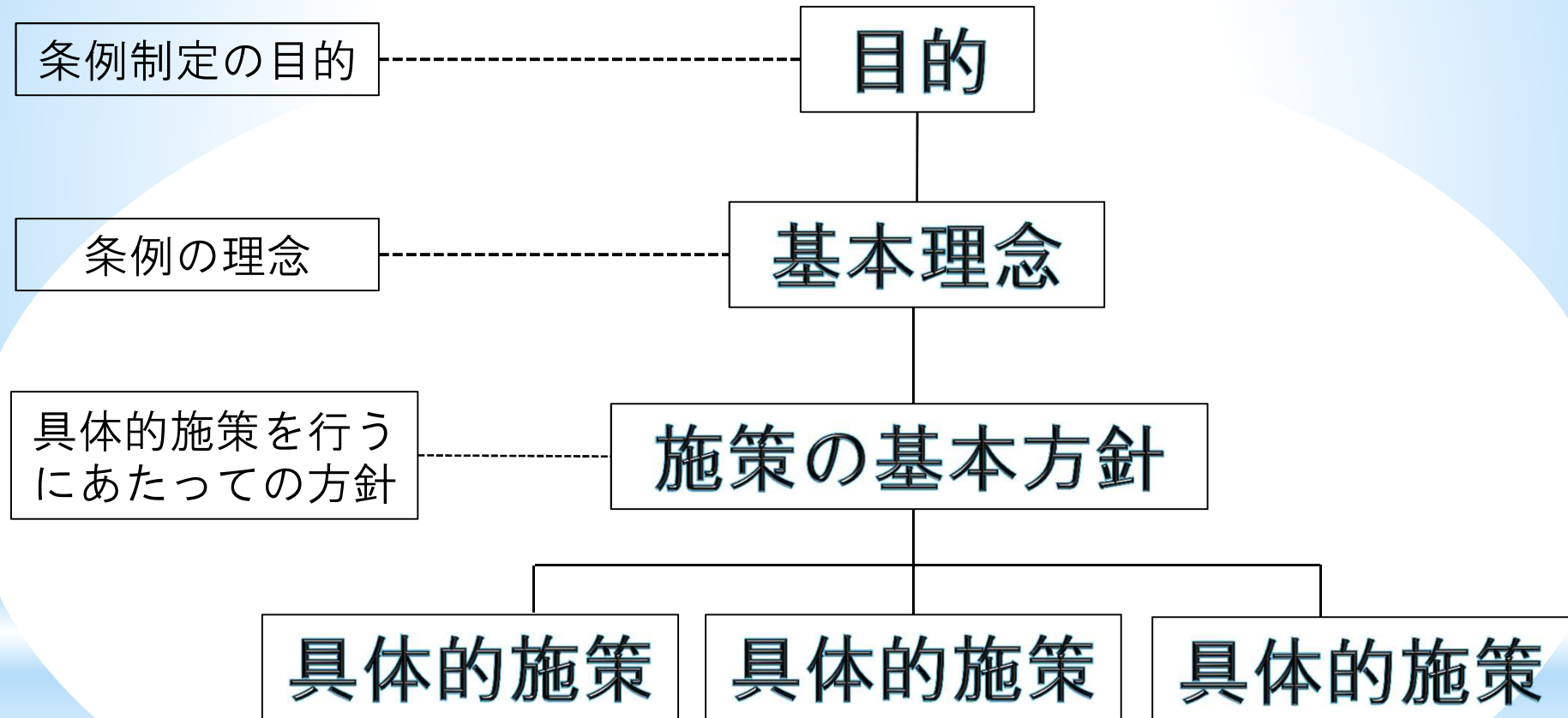
各分野条例規則要綱

各分野条例規則要綱

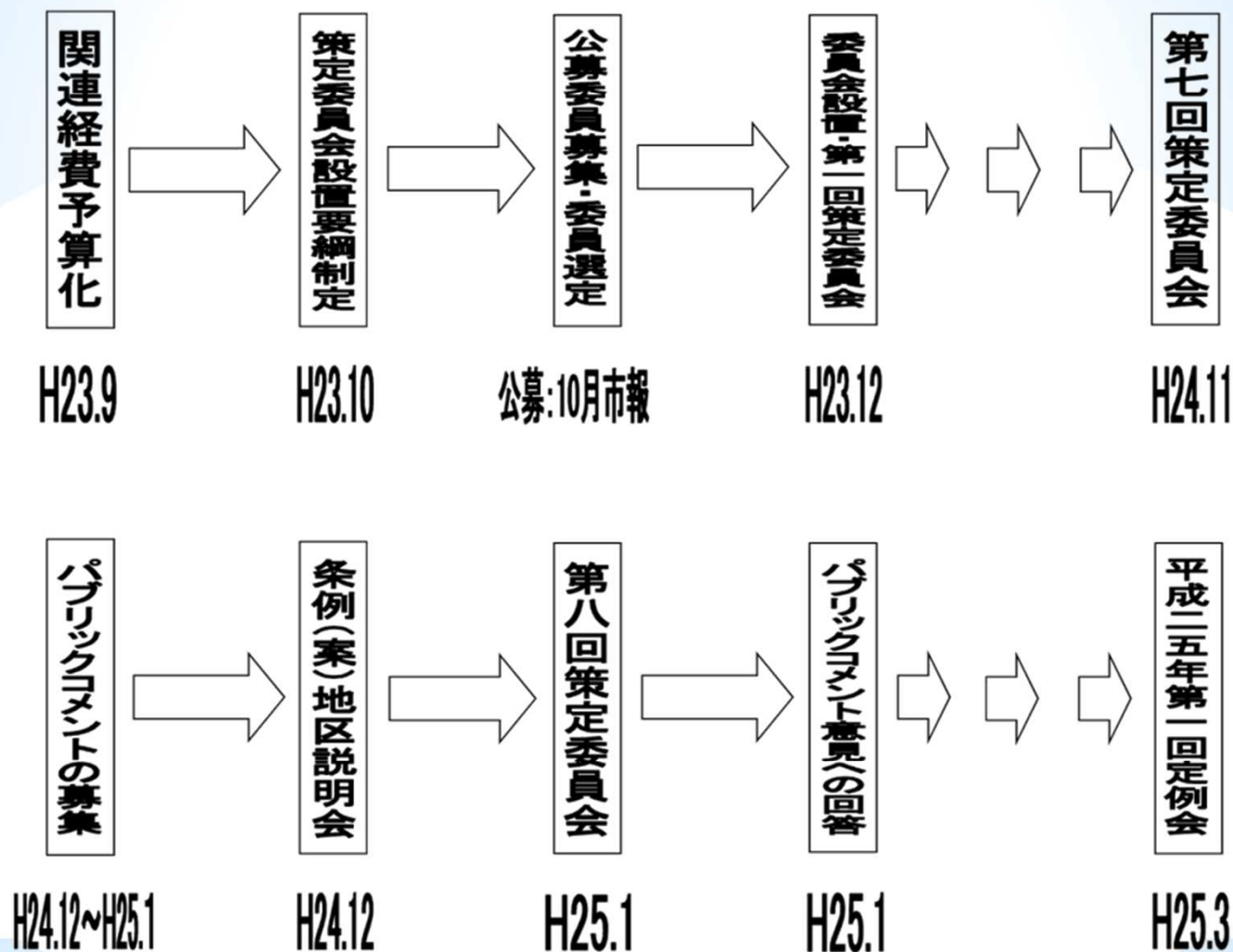
各分野条例規則要綱

現代の市民、そして未来の子どもたちが健康で安全、かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境の確保

環境基本条例の構成



【由布市環境基本条例制定に係る経過】



条例の概要（目次）

条文		カテゴリ
	前文	前文
第1条	目的	目的
第2条	定義	定義
第3条	基本理念	基本理念
第4条	市民等の責務	責務（市民等、事業者、市、交流者）
第5条	事業者の責務	
第6条	市の責務	
第7条	交流者の責務	
第8条	施策の基本方針	施策の基本方針
第9条	環境基本計画	環境基本計画
第10条	施策の策定に当たっての配慮	他分野の施策策定にあたっての配慮
第11条	人と自然との豊かなふれあいの確保	人自然とのふれあいについて
第12条	河川等の水質の保全	水について
第13条	生活排水の適正処理	
第14条	水源の涵養及び水の浄化のための森林の保全	森林について
第15条	森林の適切な管理と適地適木	
第16条	温泉資源の適正利用と保全	温泉について
第17条	生物多様性への配慮	生物多様性について

第18条	規制の措置等	予防について
第19条	開発事業等に係る環境への配慮の促進	
第20条	環境の保全及び創造に関する協定の締結	
第21条	環境の保全及び創造に関する公共的施設の整備等	
第22条	調査の実施と監視	
第23条	資源の循環的利用の促進	ごみの減量、資源の循環について
第24条	環境学習等の推進	環境学習について
第25条	誘導的措置	仕組み作りについて
第26条	市民等及び事業者の自発的活動の促進	
第27条	環境情報の収集と提供	
第28条	市民等、事業者及び市の協働	
第29条	財政上の措置	
第30条	地球環境保全	地球環境保全について
第31条	由布市環境審議会の設置	環境審議会
第32条	所掌事項	
第33条	推進体制の整備	推進体制
第34条	国及び他の地方公共団体との連携	連携
第35条	委任	

条例の具体的内容

前文

- ・ 条例を策定するにあたっての思いが書かれています。
- ・ 由布市は、自然があふれ、豊かな環境に恵まれているものの、現代においてそれらが脅かされている。
- ・ 環境は、先人たちのたゆまぬ努力の結果支えられている、我々の暮らしを次世代にも引き継ぐべく、市民等、事業者、市、交流者それぞれの立場で環境に対する取り組みを行なっていくべきと考えます。



第1条 目的

- ・ 誰もが環境と関わって生活しています。
- ・ 現在のみならず、将来の世代が健康で安全、快適な生活を営むことができるようにしなければなりません。

第2条 定義

- ・ 市民、事業者、交流者の定義 → 自治基本条例から引用
- ・ 商用・観光等で訪れる人も多いことから、交流者についても定義した。
- ・ 『風土』という言葉を定義



第3条 基本理念

- ・ 環境の保全及び創造を行ううえでの基本理念を明記
- ・ 自然環境の保護、里山の維持、河川、山、住環境など、さまざまな環境との関わりにおいて、さまざまな立場の人が、それぞれに役割を果たすことの重要性や経済活動にも配慮した持続可能な社会の構築、人と自然との共生、地球環境保全等について記述

責務（市民、事業者、市、交流者の役割）

第4条—第7条 市民等、事業者、市、交流者の責務

- ・ 共通項目：誰もが環境に影響を与える当事者であることを認識しなければならない
地域の風土や環境への理解を深め、環境の創造・保全に努める
- ・ 市民等：廃棄物の減量、資源エネルギーの適正利用、水質汚濁防止など
- ・ 事業者：ばい煙、汚水、廃棄物の適正処理
事業を行なう際は、地域の風土や環境の特性を踏まえて行なう
- ・ 市：市民等、事業者との協働・参画を図り、環境の保全・創造に関する計画を策定
広域的な取り組みが必要な場合、ほかの地方公共団体と連携
- ・ 交流者：市民等に準じて、環境への配慮に努める

施策の基本的方針

第8条 施策の基本方針

- ① 人の健康や地域の風土・環境が損なわれないかたちで、環境が保全されるよう、大気、水、土壌などが良好な状態に保たれること
- ② 山、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が保全されるよう水、森林の保全や生物多様性の確保が図られること
- ③ 人と自然の触れ合いが保たれ、地域の景観や歴史的文化遺産の保全などが図られること
- ④ 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等の促進
- ⑤ 市民等、事業者、市が協働して環境の創造と保全に取り組める仕組み作りを推進すること
- ⑥ 地球環境保全が推進されること
- ⑦ 環境に関する教育、学習の推進
- ⑧ その他



環境基本計画

他分野の施策策定にあたっての配慮

第9条 環境基本計画

- ・ 環境基本計画とは → 環境に関する施策の具体的な取り組み内容が書かれた計画書
- ・ 計画書を作る際には、環境審議会や市民等からの意見聴取を行なう

第10条 施策の策定にあたっての配慮

- ・ 市及び事業者が事業を行なう場合、環境に配慮する必要性を規定



水について

第 1 1 条 人と自然との豊かなふれあいの確保

- ・ 水辺地や緑地等の保全、人と自然の豊かなふれあいを確保し、自然に対する理解を深める

第 1 2 条 河川等の水質の保全

- ・ 市民等、事業者、市が大分川の上流域に位置する市として、河川等の水質保全への意識を高め、水質汚濁防止に取り組めます。

第 1 3 条 生活排水の適正処理

- ・ 合併処理浄化槽の普及促進を図るなど、水質汚濁の原因となる生活排水の浄化に努めます。



森林について

第14条 水源の涵養及び水の浄化のための森林の保全

- ・ 水が森林に育まれることから、森林の保全を、市民、事業者、市がそれぞれの立場で行なっていくべきことを明記



第15条 森林の適切な管理と適地適木

- ・ 森林保有者が、法令等に基づき、適切に森林を管理しなければならないことを確認する規定
- ・ 立地の環境に適した樹種を植えることで、水の涵養、浄化、防災につながることも記述

温泉について

第16条 温泉資源の適正な活用と保全

- ・ 温泉資源は、由布市の特性的資源であるため、その利用と保全について規定資源として適正に活用するとともに保全も図っていきます。



生物多様性について

第17条 生物多様性への配慮

・生物多様性とは

地球上の生命、その中には、ヒトも含まれれば、トラやパンダもおり、イネやコムギ、大腸菌、さまざまなバクテリアまで、多様な姿の生物が含まれています。

これらの生きものはどれを取ってみても、自分一人、ただ一種だけで生きていくことはできません。多くの生命は他のたくさんの生物と直接かかわり、初めて生きていくことができます。

このかかわりをたどっていけば、地球上に生きている生きものたちが、全て直接に、間接的につながり合い、壮大な生命の環を織り成していることが分かります。

この、生きもののつながりを、「生物多様性」と呼んでいます。



予防について

第18条 規制の措置等

- ・ 公害の原因となる行為や自然環境・生活環境に支障をきたす行為に対して、関係法令等に基づき、規制等の措置を講ずることを明らかにする規定

第19条 開発事業等に係る環境への配慮の促進

- ・ 開発事業への対応と環境影響評価について規定。具体的には、個別の条例にて規定を行なう。環境影響評価については、大分県の条例で規定されている。

第20条 環境の保全及び創造に関する協定の締結

- ・ 事業者等と行政が協働して取り組むことで、相乗効果が生まれ、環境保全に資すると考えられることから、必要に応じて協定の締結を行う。

第21条 環境の保全及び創造に関する公共的施設の整備等

- ・ 今日の環境問題は、特定の事業活動のみならず、通常の社会的経済的活動によって生ずることから、それを防ぐための公共的施設の整備等について規定

第22条 調査の実施と監視

- ・ 今日の複雑な環境問題に適切に対処するために、環境の状況の把握を行なっていくきます。

ごみの減量・資源の循環的利用について

第23条 資源の循環的利用の促進

- ・大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムと日常の生活様式の変化が、廃棄物問題や地球温暖化などの地球環境問題を引き起こす原因であることから、資源の循環的利用推進します。



環境学習について

第24条 環境学習の推進

- ・ 市民等、事業者が環境に関する学習を通して、環境への理解を深めることで、環境への様々な取り組みにつながっていくと考えられることから、環境学習を推進します。



仕組み作りについて

第25条 誘導的措置

- ・ 市民等及び事業者の自助努力によって環境負荷の低減を図ることはもちろんであるが、その取り組みを援助し、より適正なたちへ誘導することも重要

第26条 市民等及び事業者の自発的活動の促進

- ・ 市民等及び事業者による自発的な活動が促進されるように、市が知識の普及や人材の育成、活動場所の提供等、必要な措置を講ずることを明記

第27条 環境情報の収集と提供

- ・ 事業者、市民等による幅広い活動を促進していくために必要な市、事業者が有する情報の提供について規定

第28条 市民等、事業者及び市の協働

- ・ 市民等、事業者、市が各自の責務を果たすとともに、協働して、環境の保全及び創造に関する施策に取り組むことが環境の保全及び創造を行なうために重要

第29条 財政上の措置

- ・ 財政状況も勘案しながら、環境施策の実行に必要な財政上の措置を講じていきます。

地球環境保全について

第30条 地球環境保全

- ・ 地球環境問題は、様々な分野へ広がりを見せ、すべての生物の生存基盤そのものを脅かすに至っています。
- ・ この地球規模の環境問題は、日常生活や事業活動に起因していることから、市、市民等及び事業者が協働し、地球環境を保全するための施策に積極的に取り組むことが重要です。



環境審議会

第31条-第32条 環境審議会

- ・ 環境基本計画など、環境施策に関して市長の諮問に応じ、答申を行ないます。



推進体制・連携

第33条 推進体制の整備

- ・ 環境行政を総合的に調整し推進するために、行政内部の部局間相互の連携のもとに必要な事項について審議する体制を整備していきます。
- ・ また、市民等及び事業者と連携して施策を推進するための体制の整備にも努めていきます。

第34条 国及び他の地方公共団体との連携

- ・ 今日の環境問題は、地球環境問題をはじめとして広域的なものとなっている。
- ・ このような本市だけでは解決できない問題については、国や県、他の地方公共団体と協力して取り組み、施策の推進に努めていきます。

